

令和2年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月14日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第10 議案第 9 号 令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第11号 令和2年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第12号 令和2年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第13号 令和2年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第14号 令和2年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第15号 令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第16号 令和2年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第17号 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第19 議案第18号 令和2年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第19号 令和2年度八雲町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
- 日程第22 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書
- 日程第23 発委第 1 号 八雲町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第24 発議第 1 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
- 日程第25 発議第 2 号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書

- 日程第 26 発議第 3 号 2021 年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求
める意見書
- 日程第 27 発議第 4 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書
- 日程第 28 発議第 5 号 核兵器禁止条例の批准を求める意見書
- 日程第 29 発議第 6 号 住まいと暮らしの安全を確保する居住支援の強化を求める
意見書
- 日程第 30 発議第 7 号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書
- 日程第 31 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○欠員（2名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	岡 島 広 幸 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	政 策 推 進 課 長	竹 内 友 身 君
会 計 管 理 者		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼 会 計 課 長	馬 着 修 一 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
農 林 課 参 事	荻 本 正 君	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
建 設 課 参 事	藤 田 好 彦 君	建 設 課 長	鈴 木 敏 秋 君
環 境 水 道 課 参 事	佐 藤 英 彦 君	環 境 水 道 課 長	田 村 春 夫 君
公 園 緑 地 推 進 室 長	佐 藤 尚 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	教 育 長	土 井 寿 彦 君
社 会 教 育 課 長		学 校 教 育 課 参 事	齊 藤 精 克 君
兼 図 書 館 長		体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
郷 土 資 料 館 長	佐 藤 真 理 子 君	農 業 委 員 会 会 長	日 野 昭 君
町 史 編 さん 室 長		監 査 委 員	千 田 健 悦 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	金 浜 ゆ かり 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	長 谷 川 信 義 君
総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君	消 防 長	大 湊 聡 君
総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君	八 雲 消 防 署 庶 務 課 長	堤 口 信 君
総 合 病 院 地 域 連 携 医 療 連 携 課 参 事	加 藤 孝 子 君	八 雲 消 防 署 警 防 救 急 課 長	大 清 水 良 浩 君
八 雲 消 防 署 長	高 橋 朗 君		
八 雲 消 防 署 予 防 課 長	今 村 幸 一 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼 熊 石 教 育 事 務 所 長		熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
産 業 課 長	吉 田 一 久 君		
海 洋 深 層 水 推 進 室 長	福 原 光 一 君		
熊 石 国 保 病 院 事 務 長			

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	成 田 真 介 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に大久保建一君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本日の会議に、町長より議案3件及び報告1件が追加提出されております。

また、議会運営委員会から条例改正1件、閉会中の継続調査申出書、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書、議員発議によります意見書7件が提出されております。以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第2、議案第1号 八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

本改正は、本年8月31日をもって国立病院機構八雲病院が機能移転のため廃止されたことに伴い、町が指定する寄附金税額控除の対象団体を変更するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条文の改正内容ですが、条例第34条の7第1項第1号に規定する別表第1中第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金のうち、現行の控除となる対象寄附金から独立行政法人国立病院機構に対する寄附金を削除しようとするものであります。

納税義務者が独立行政法人を含む特定公益増進法人やNPO法人等に対して寄附金を支出した場合の寄附金税額控除については、その合計額が2,000万円を超え、町が条例で指定した寄附金であれば、超えた金額の6%を町民税から控除する制度であります。

また、改正条例中第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金とは、所得税法施行令第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金で、所得税の控除対象寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして町が規定しており、この度の国立病院機構の移転により、八雲町内に事業所等を有する団体ではなくなったため、改正が生じたものであります。

なお、附則として施行日は、令和3年1月1日からとし、経過措置は、令和3年度分までの個人町民税については、寄附金税額控除の対象団体を従前のままとし、令和4年度以後の個人町民税から本改正を適用するものであります。

以上で、議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例の提案説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3、議案第2号 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第2号、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書2ページからでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この改正の中で、延滞金に関わる用語等の見直しがされたため、これを準用する、関係条例についても同様に改正しようとするものであります。

改正する条例は5つございまして、第1条に掲げる八雲町後期高齢者医療に関する条例、第2条に掲げる八雲町介護保険条例、3ページに移り、中段からの第3条に掲げる河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例、4ページの第4条に掲げる八雲町公

共下水道条例、そして、同ページ下段からの第5条に掲げる八雲町公共下水道事業受益者負担金等に関する条例でございます。

改正する内容につきましては、5つの条例ともに同じで、地方税法の改正に合わせ、現行の附則の規定中、特例基準割合とある用語を、改正後は、延滞金特例基準割合と改めるとともに、租税特別措置法に定める割合の略称規定を引用するほか、条文を整理するものであります。なお、各条例ともに、改正後の取扱いに変更はございません。

最後に、5ページ下段記載の、この条例改正に係る附則でございますが、第1項として、施行期日を令和3年1月1日からとし、第2項では、経過措置として、第1条から第5条に掲げる各条例の改正後の規定については、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用する旨定めるものであります。

以上、簡単ですが、議案第2号、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4、議案第3号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第3号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに概要説明書の3ページをお願いします。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、個人所得課税制度において見直しがされる、給与所得控除額等から基礎控除額への一律10万円分の振替措置にあわせ、国保税低所得者の軽減判定における基礎控除額につきましても10万円分引き上げられるとともに、同一世帯内に一定額以上の給与所得者等が複数人いる場合にも、世帯の軽減

判定に不利益が生じないよう対応させる措置が新たに追加されたため、改正するものでございます。

具体的には、中段に記載のとおり、7割軽減、5割軽減、2割軽減の各軽減判定における世帯の基礎控除額を、現行の33万円から、改正後は10万円引き上げ、43万円とし、さらに国保加入世帯内の一定額以上の給与所得者等の分につきましても、一人当たり、基礎控除額10万円引き上げ相当分を反映させるため、下線部記載のとおり10万円×給与所得者等の数－1という内容の規定が追加されるものでございます。

このように改正をすることによって、地方税法における個人所得課税の見直しとの整合が保たれ、国保に加入する低所得者の軽減判定にも不利益が生じないものとなります。

続いて、2の施行期日でございますが、政令に合わせ、施行日を令和3年1月1日とするもので、3の適用区分につきましては、令和3年度以後の年度分の国保税から適用し、令和2年度分までは従前どおりとするものでございます。

以上、概要の説明でございます。

次に条例の改正内容についてでございます。議案書の6ページからでございます。

改正を要する第23条第1号、続いて7ページ、中段からの同条第2号及び第3号は、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減についての規定でございますが、いずれも先ほどの概要説明のとおり、改正後は各軽減判定における基礎控除額を10万円引き上げ、さらに同一国保世帯内に一定額以上の給与所得者等が複数人いる場合にも対応した規定を加えるものであります。

次に8ページに移り、中段の附則第4項の改正につきましては、先ほどの第23条の改正に伴う、読み替え規定の整理をするものでございます。

最後にこの条例の附則に規定する施行期日及び適用区分につきましては、概要説明のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、議案第3号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5、議案第4号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第4号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

本条例は、町営住宅の施設内容が条例による規定事項であるため、整備にあたりその規定の改正が必要であり、具体的には、この程、整備した出雲町C団地4棟の使用開始に伴う施設の設置について、規定を改正しようとするものであります。

改正は、条例第3条住宅等の設置で規定する別表第1の改正であり、その内容は、議案の別表第1の太枠部分の追加であります。

太枠1段目、出雲町C団地、令和2年度建設・完成の出雲町40番地22、木造平屋建て、2LDK、66.61㎡、4戸の1棟、太枠2段目、同じく、出雲町C団地、令和2年度建設・完成の出雲町60番地85、木造平屋建て、1LDK、46.74㎡、4戸の1棟、1LDK、46.74㎡、1戸、2LDK、66.61㎡、2戸の1棟、2LDK、66.61㎡、4戸の1棟、計3棟11戸、合計4棟15戸を追加しようとするものであります。

附則として、この改正条例の施行期日を交付の日から施行しようとするものであります。以上、議案第4号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第6、議案第5号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長。総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長。（竹内伸大君） 議案第5号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書10ページをお開き願います。

このたびの改正は、八雲総合病院において標榜する診療科を追加するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

新たに標榜する診療科は、心療内科であり、標榜しようとする理由は、精神科に入院する患者の退院後の社会復帰の促進のため、当該患者の退院が確定した段階において、精神科病棟に比べ、より自由度の高い一般病棟へ転棟する運用を行おうとしております。

医療法の規定により、精神科の患者を一般病棟へ入院させることができないといった制約を回避するための措置であります。

改正条例の内容であります。条例第4条第1項第1号の規定に、心療内科を追加するものであり、附則において、施行期日を令和3年1月1日とするものであります。

以上で、議案第5号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。横田

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 心療内科を標榜するという事で、なんか文厚に説明あった部分で聞いておりますけども、精神科に入院していた患者の退院を目的とする診療科で、入院患者のみという話を聞いてちょっとがっかりして今お聞きしたいと思います。

せっかく心療内科というふうに標榜するのであれば、世間的にもというか精神神経科に直接かかる敷居の高さよりは心療内科という部分でかかるほうが患者側としては敷居が低いと私はちょっと思っております。その中で、八雲総合病院では精神科の医師2人いらっしゃるんで、それで心療内科で外来はできないのか伺いたいと思います。

○総合病院地域医療連携課長（長谷川信義君） 議長。総合病院地域医療連携課長。

○議長（能登谷正人君） 課長。

○総合病院地域医療連携課長（長谷川信義君） ただ今の質問でございますが、本来であれば議員ご指摘のとおり常勤医師がおりますので、心療内科を標榜することからしますと外来診療におきましても幅広く心療内科を診察することかと思っております。

しかしながら外来診療につきましては、精神科医師とも協議を重ねたところでございますが、やはり診療体制の問題から断念をしたところでございます。

議員ご指摘のとおり、一般的には精神科よりも心療内科のほうが受診しやすいと感ぜられる方もいらっしゃるかと思います。それと一定程度、心療内科に該当する患者さんもあるということもですね、想定しますけども、現段階では入院患者さんの在宅に向けた準備期間として一定期間、一般病棟で診療を経た中で、地域生活に移行していただくものとし

て運用しようとするものでございます。

それと精神科はちょっと状況を説明させていただきますと、一日の外来患者さんですけども、平均しますと40名を超えてございます。そうして午前診療のみなんですけども、やはり2時頃までかかる日もございます。

それと入院患者さんが今100床ありますけれども、ほぼ90%に近いような病床利用率でございます。非常に高い病床利用率となっております。さらには訪問診療、これもですね、施設も含めると月にだいたい250から多いときには300を超えるような訪問診療もやっている状況からしますと、やはり今の医師の体制では非常に厳しいというところでございます、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。横田

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 医師2人で今言われた数というか、患者さんが見るのが結構厳しいということですけども、例えばなんだろう、医師3名体制だとか、もしくはこの中でもなんとか外来がとかというふうなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○総合病院地域医療連携課長（長谷川信義君） 議長。総合病院地域医療連携課長。

○議長（能登谷正人君） 地域連携課長。

○総合病院地域医療連携課長（長谷川信義君） 外来の件ですけども、現在今、2名の常勤医で指定医ということで運用しているところですけども、実は来年以降ですけども、1名の医師が退職予定でございます。そして代わりにくる先生もですね、一応来られる先生が比較的若い先生が来られるということで、非常にその部分でも体制的に厳しいというところでございます。

それと外来診療を検討した中ではですね、例えば日にちを指定して、例えば月曜日ですよとか水曜日ですよとかとして、その日を心療内科というふうにして運用することも考えたんですけども、やはり先ほど説明しましたとおり、外来患者数が40名を超えておりますので、その方が他の曜日に移ってしまうということを考えますと、やはり現実的ではないだろうという結論でございました。

それともう一つとしまして、同一の診療科の部屋の中で、混在と言いますか、精神科と心療内科を両方見るという案も検討したところでございますけれども、こちらも診療する側としましてはなかなか整理がしにくいと言いますか、非常にやりにくいということで、現段階におきましては、繰り返しになりますけれども、今現在、入院している患者さんの退院促進に向けたルール作りと言いますか、そういったかたちで運用していきたいと考えてございます。

○4番（横田喜世志君） 議長。横田

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） だから、なんだろう診療科目増やすということは、要は将来そういう、ちゃんとこの科目運営していくつもりがあってやらないと、先のことやむやうとか、そこを聞きたいんですよ。さっきも言ったように3人にするだとか、医者を

3人迎えるだとかというふうなことを考えているのかと言ったのはそこなんですよ。心療内科という科目を増やすわけだから、そこをちゃんと将来に向けて、いつ頃が目処だとか、先ほど言ったように来年医師が退職して新しい若い人が来るって言ったって、医師2人は変わらないわけだから、だから将来に向けて心療内科というものをちゃんとやっていくんだというのが欲しいんですけども、どうですか。

○総合病院地域医療連携課長（長谷川信義君） 議長。総合病院地域医療連携課長。

○議長（能登谷正人君） 地域連携課長。

○総合病院地域医療連携課長（長谷川信義君） 外来の診療体制でございますけれども、説明はちょっと繰り返しになりますけれども、現段階としましては医師の体制的には厳しいと。将来的には当然医師確保ができれば心療内科という部分で専門の外来をやっていくことは可能でございますが、繰り返しになりますけれども、今の段階としましては入院患者さんの退院促進ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7、議案第6号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部予防課長（今村幸一君） 議長。消防本部予防課長。

○議長（能登谷正人君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（今村幸一君） 議案第6号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書11ページでございます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に公布され、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大されたことから、火災予防上必要な措置を定めるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正部分についてご説明いたします。

第8条の3、現行条文6行目第51条第10号を改正後6行目第51条第11号へ、これは第51条に新たに第10号を加えたため、現行の第10号が改正後第11号となるためであります。

第11条の2、改正後条文2行目は、省令に合わせ自動車等の文言を追加し以下をカッコ内とし、6行目に第12号において同じ。を追加。これはいわゆるトロリーバスについても電気自動車等に含めようとするものです。現行条文7行目50キロワットを改正後8行目200キロワットに、全出力の上限を改めようとするものです。

次に、第1号を新たに加え、急速充電設備における建築物からの距離について定めようとするものです。

12 ページに進みまして、以下各号をそれぞれ送り、現行第4号から第6号中の電気を動力源とする自動車等を改正後第5号から第7号中の電気自動車等に改めようとするものです。

続いて、新たに第13号から第15号を加え、第13号はコネクタの落下防止について、第14号は充電用ケーブルの冷却に液体を使用するものに対する措置、液体の流量、温度の異常検知及び自動停止について、第15号は、複数の充電ケーブルを有し同時に充電できるものに対する開閉器の異常検知及び自動停止についてそれぞれ定めようとするものです。

13 ページに進みまして、現行第12号イのうち、また異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。を改正後の第16号イから削除、新たにウとして温度異常検知及び自動停止について、さらにエを新たに加え、制御機能の異常検知及び自動停止について定めようとするものです。

次に第51条に新たに急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く）を第10号として加え以下各号を後に送り、現行第14号中、「充てんする」の、「てん」のひらがな表記を改正後第15号において漢字表記に改めようとするものです。

附則として施工する日を令和3年4月1日として、2項として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているものにつきましては、11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準については、従前のものとするものでございます。

以上、議案第6号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第8、議案第7号 指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○農林課参事(荻野 正君) 議長。農林課参事。

○議長(能登谷正人君) 農林課参事。

○農林課参事(荻野 正君) それでは指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案第7号、指定管理者の指定について、概要説明書1ページ、議案書14ページをお開き下さい。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、町有施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものです。

八雲町育成牧場につきましては、町内の乳用牛及び肉用牛の健全な育成を推進し、酪農経営及び肉牛経営の合理化並びに安定化を図り、八雲町農業の振興に資するため設置され、町の直営管理としてきたところですが、町内畜産経営の多様化及び大規模化等により利用者ニーズも多様化していることから、より高度な牧場運営の知識を有する民間団体等の指定管理者制度による管理運営をしようとするものです。

公の施設の名称は、八雲町育成牧場指定管理者として指定する者は、八雲町上八雲390番地1、株式会社青年舎、代表取締役、浦屋勝三。指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。

指定管理者として指定しようとする、株式会社青年舎は、令和元年6月に設立し、地元農家4戸と新函館農業協同組合、株式会社不二家、八雲町が出資した会社です。

令和3年4月より町内上八雲地区にて経産牛約590頭、育成牛約700頭を飼育し、酪農による農業生産と新規就農等の研修を行うことを主な事業とした牧場です。

株式会社青年舎が八雲町育成牧場の指定管理者として管理することで、夏は育成牧場を利用し、冬は青年舎の牛舎を利用し、育成牛の通年預託が可能となり、両牧場が連携して一体的な作業体系を組むことによるメリットや、職員の通年雇用化が見込まれ、雇用が安定することで、酪農家がより安心して育成牛を預託できる高いレベルのサービスの提供が見込めることから、指定管理者として指定しようとするものです。

以上、提案説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第9、議案第8号 令和2年度八雲町一般会計補正予算第12号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第8号 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。議案書15ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに10億1,313万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を189億1,960万6千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 2目企画調査費 117万円は、八雲町地域公共交通網形成計画に基づき、熊石地域の公共交通を確保するため、予約バスの本格運行に要する経費について、本年9月第3回定例会において、補正予算の議決をいただいたところであります。

しかしながら、国の補助金を見込み計上しましたが、翌年度精算により交付されることが判明し、また10月の1か月分の利用実績が想定を上回ったことから、実績と今後の見込みを勘案し、予約バス運行事業補助金の不足分を追加しようとするものであります。

12目地域振興対策費、9億9,951万5千円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業であります。

本事業については、本年度当初予算の寄附金総額を12億円と見込み、計上しておりますが、11月末現在の寄附金額が、9億686万円となり、12月以降の過去の実績を勘案すると当初予算額を上回る見込みのため、予算の追加をしようとするものであります。

追加にあたっては、本年11月中旬時点での試算において、10月までの実績に、11月以降は、令和元年度実績などを考慮し、寄附金件数・総額をそれぞれ、当初予算では、7万8,952件の12億円で計上しておりますが、見込みを11万5,151件の18億4,136万8千円と推計し、その総額に合わせた予算とするもので、24節積立金に、6億4,136万8千円、7節報償費に、返礼品1億9,233万円のほか、各節説明欄記載のとおり、事務経費の追加

をしようとするものであります。

3款民生費 1項社会福祉費 2目障がい者福祉費 183万6千円は、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定及び制度改正に伴う障害者福祉システム改修業務委託料83万6千円のほか、日常生活用具給付事業については、これまでの実績と今後の推計を勘案すると当初予算額を上回る見込みであるため、日常生活用具給付費100万円を追加しようとするものであります。

3目高齢者福祉費121万円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、介護報酬改定等に伴うシステム改修によるもので、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

4目後期高齢者医療費58万2千円の追加は、後期高齢者医療システム改修に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

議案書26ページをお願いいたします。

2項児童福祉費 2目児童措置費1,427万5千円は、これまで新型コロナウイルス感染症拡大が影響する中、児童の保育等を積極的に担い、危機的な状況下での社会機能の維持に不可欠な役割を担っている八雲町内の保育所等に勤務する職員は、自らが感染リスクにある中、相当程度、心身に負担をかけながら業務に従事していることに対し、一人5万円の慰労金を支給するもので、155人分、775万円を追加しようとするものであります。

また、町内の2箇所の障がい児通所事業所においては、これまで定員超過減算の対象とならないよう、利用回数の調整を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な措置として、定員超過減算を適用しない取扱いとなり、利用回数が増加したため、障がい児入所給付費通所給付費等652万5千円を追加しようとするものであります。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費51万2千円は、本年度、高校生を対象とした日本脳炎ワクチン予防接種は、民間病院で、またロタウィルスワクチン予防接種については、八雲総合病院での実施をそれぞれ予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症による感染防止の観点から、接種場所をシルバープラザに変更し、新たに予防接種にかかる医師及び看護師報酬を追加しようとするものであります。

9目簡易水道事業費91万5千円の減額は、熊石簡易水道事業特別会計繰出金であり、消費税及び地方消費税の過年度分の修正申告に伴い、額が確定されたことから還付額相当分を繰出金で減額するもので、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

10目国民健康保険事業費546万5千円の追加は、国民健康保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

5款 1項労働費 3目雇用創出事業費1,645万円の追加は、先の第3回定例会において議決をいただきました、八雲町情報交流物産館丘の駅の指定管理者の交代に伴い、9月までの指定管理者でありました、一般社団法人八雲観光物産協会がこれまでの運営を通じて蓄積した資産について、同協会の意思及び団体の性格上から、この資産の透明性を確保し、

次の指定管理者に健全に引き継ぐため、これを観光物産協会が町へ全額寄附をし、町から新たな指定管理者である、株式会社木蓮に対して、出資金として繰出すものであります。

議案書 28 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 1,195 万円の追加は、産地生産基盤パワーアップ事業であります。

本事業は、生産体制の一層の強化を図るうえで、水田等の産地の創意工夫による技術革新の取り組みやスマート農業の活用を支援し、需用に対応する生産量の拡大を展開することにより、農業従事者の高齢化による労働力の低下に対応した産地の高収益化や生産基盤の強化を構築するもので、もち米生産に対し、製品率向上による販売額の増加と栽培管理におけるコストの削減を図るため、国の補助を活用し、取組主体である八雲町産業用無人ヘリコプター防除組合が高性能無人ヘリコプター 2 機をリース導入するための補助金であります。

8 目農業集落排水事業費 223 万 2 千円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金であり、熊石簡易水道事業特別会計繰出金と同様の理由によるもので、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

8 款土木費 4 項都市計画費 5 目下水道事業費 4,416 万 2 千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金であり、同じく熊石簡易水道事業特別会計繰出金と同様の理由によるもので、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

9 款 1 項消防費 1 目常備消防費 256 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症など救急隊員が救急活動を行ううえで、自らの感染を防止するため、現在、使い捨てタイプの感染防止衣により対応しておりますが、感染症の流行により、流通が停滞している状況であります。このため、複数回使用できるリユースタイプの感染防止衣 55 着を購入しようとするものであります。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費 491 万 7 千円の追加は、落部中学校トイレ修繕事業であります。

令和 3 年度に、身体の障がいを伴う重複障がい児が落部中学校に就学するため、専門家からの指導・助言を受け、1 階既存トイレを多目的トイレに改修しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、10 億 1,313 万 3 千円の追加であります。

続いて歳入であります。

議案書 20 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目地方交付税 6,085 万 2 千円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。

15 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 326 万 2 千円の追加は、歳出でご説明いたしました障がい児通所給付事業における国庫負担金で事業費の 2 分の 1 相当の額であります。

2 目衛生費国庫負担金 273 万 2 千円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金であり、当

該負担金の確定に伴う追加計上であります。

2項国庫補助金 2目民生費国庫補助金 91万8千円の追加は、歳出でご説明いたしました日常生活用具給付事業に係る地域生活支援事業補助金50万円のほか、障がい者福祉システム改修における障がい者総合支援事業補助金41万8千円で、事業費の2分の1相当額であります。

16款道支出金 1項道負担金 1目民生費道負担金 163万1千円の追加は、国庫負担金と同様、障がい児通所給付事業における道負担金で事業費の4分の1相当額であります。

2目衛生費道負担金 136万6千円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金で国庫負担金と同様に、当該負担金の確定に伴う追加計上であります。

2項道補助金 2目民生費道補助金 25万円の追加は、国庫補助金と同様、日常生活用具給付事業に係る地域生活支援事業道補助金で事業費の4分の1相当額であります。

4目農林水産業費道補助金 1,195万円の追加は、歳出でご説明しました産地生産基盤パワーアップ事業における道補助金で、歳出と同額であります。

議案書22ページをお願いいたします。

18款 1項寄附金 1目一般寄附金 1,645万5千円の追加は、歳出でご説明しました一般社団法人八雲観光物産協会の丘の駅の経営移譲に伴う当該事業者からの寄附金の計上であります。

2目ふるさと応援寄附金 6億4,136万8千円の追加は、歳出でご説明いたしましたふるさと応援寄附金の増加見込み額の計上であります。

19款繰入金 1項基金繰入金 2目ふるさと応援基金繰入金 2億6,926万2千円の追加は、歳出でご説明いたしました、ふるさと応援寄附金奨励事業の返礼品代及びその送料相当額に要する財源として、計上しようとするものであります。

21款諸収入 5項 7目雑入 308万7千円の追加は、旧八雲地域簡易水道事業特別会計における平成27年度及び28年度分の消費税及び地方消費税の過年度分の修正申告に伴い、額が確定されたことから還付されるもので、平成29年度の水道事業会計統合前の還付金の計上であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の10億1,313万3千円の追加であります。

以上で、議案第8号 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第12号）の説明といたしますので、ご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第9号

○議長(能登谷正人君) 日程第10、議案第9号 令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 議案第9号 令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

議案書31ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、844万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、27億5,044万円にしようとするものであります。

それでは、はじめに事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書37ページ、一番下の段が歳出でございます。

7款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 3目償還金 844万9千円の追加は、節説明欄記載の保険給付費等に係る普通交付金、及び特定健診に係る国庫負担金の令和元年度分が確定したため、その精算による返還金であります。以上が歳出でございます。

続いて歳入でございますが、議案書の35ページにお戻り願います。

1款 1項国民健康保険税 1目一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分から、3節の介護納付金分までの現年課税分、合わせて704万5千円を減額するものでございます。

この減額した分は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国保税減免額であり、これまでの申請実績、及び今後の見込みを含んだ総額で、すべて国費等で賄われます。

次に3款道支出金 1項道補助金 1目保険給付費等交付金は183万6千円を追加するもので、この内訳は、先ほどの国保税減免額の4割分に当たる281万8千円の交付金受け入れによる増額分と、当初予算に計上している、医療機関との情報連携システムに係る改修費への交付金98万2千円が、国の方針転換によって、6款国庫補助金へと科目が組み替えられたことによる減額分となっております。

次に、4款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金 546万5千円の追加は、保険基盤安定繰入金支援分に係る繰入金で、対象者数及び賦課額の確定により増額するものであり、また、この増額分につきましては、37ページ上段の2項基金繰入金 1目国民健康保険事業基金繰入金において減額調整するものであります。

続きまして、6款国庫支出金 1項国庫補助金 1目災害臨時特例補助金 422万7千円の追加は、1款の国保税減免額に対する6割分の国庫補助受入れ分であり、次の2目社会保障・税番号システム整備費補助金 98万2千円の追加は、先ほどの3款からの組み替え分で、当初予算計上のシステム改修費に対する国庫補助金でございます。

最後に、7款1項1目繰越金 844万9千円の追加は、歳出の国庫等返還金へ充当するため、前年度繰越金で対応するものであります。

以上、簡単であります。議案第9号 令和2年度 八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は、11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第11 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第11、議案第10号 令和2年度 八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第10号 令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。議案書39ページをお願いします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,910万7千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 43 ページの下段でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 75 万 4 千円の追加は、国の税制改正に伴い、広域連合との連携事務に要する後期高齢者医療システムにおいて、被保険者の所得・課税情報に係るインターフェース等の変更処理が必要となったことから、当該システム改修業務委託料として計上するものであります。

次に、同ページ上段の歳入についてでございます。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金 58 万 2 千円の追加は、歳出のシステム改修費に対する町の負担金であり、次の 6 国庫支出金 1 項、国庫補助金 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 17 万 2 千円の追加は、同じく歳出のシステム改修費に対する国からの補助金でございます。

以上、議案第 10 号 令和 2 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12、議案第 11 号 令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長。保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第 11 号、令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。議案書 45 ページをお開き願います。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、保険事業勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ 263 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 5,064 万 8 千円にしようとするものであり、令和 3 年度介護報酬改定等に伴うシステム改修

及び第1号被保険者に係る保険料還付金の追加並びに国の介護保険、保険者努力支援交付金の創設に伴う追加交付に対応するための補正であります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

議案書51ページをお開き願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 242万円の追加は、令和3年度の介護報酬改定及び介護保険制度の改正等に伴うシステム改修が必要となるため、介護保険システム改修業務委託料を追加して、対応するものであります。

3款地域支援事業費 3項包括的支援事業・任意事業費 4目生活支援体制整備事業及び5目認知症総合支援事業費は、財源内訳の変更であります。

公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護保険 保険者努力支援 交付金が新たに創設され、今年度の交付額が内示されたことから、介護予防や健康づくりに有効に活用するため、説明欄に記載のとおり、財源内訳を変更するものであります。

5款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 1目第1号被保険者保険料還付金 21万6千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に伴う、令和元年度分の還付金と、その他の過年度還付金の支出見込み額が、現行予算を上回り、不足が見込まれることから、追加するものであります。

以上、補正する歳出の合計は263万6千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入について、ご説明いたします。

議案書49ページにお戻り願います。

1款保険料 1項介護保険料 1目第1号被保険者保険料 184万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による、現年度保険料の減免見込み額の計上であります。

4款国庫支出金 2項国庫補助金 1目調整交付金 87万1千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に対する調整交付金で、減免額の10分の4相当額の計上であります。

5目介護保険 保険者努力支援 交付金、337万7千円の追加は、先ほど説明した、新たに創設された交付金で、交付額が内示されたことから、当該内示額を計上するものであります。

6目事業費補助金、121万円の追加は、介護保険システムの改修に係る国の補助金で、事業費の2分の1相当額の計上であります。

7目災害臨時特例補助金、130万7千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による、保険料の減免に対する補助金で、減免額の10分の6相当額の計上であります。

8款繰入金 1項一般会計繰入金 5目その他一般会計繰入金 121万円の追加は、介護保険システム改修に係る事業費から、国の補助金を差し引いた残額について、一般会計から繰入するものであります。

2項基金繰入金 1目介護給付費準備基金繰入金 349万3千円の減額は、先ほど説明した、介護保険 保険者努力支援 交付金の交付等により、減額するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の263万6千円の追加であります。

以上で、議案第 11 号 令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13、議案第 12 号 令和 2 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長。地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第 12 号 令和 2 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

議案書 53 ページをお開きください。

この度の補正は、消費税の過年度分の修正申告に伴い、還付金が発生したため予算対応するものでございます。

簡易水道事業特別会計の消費税の申告につきましては、申告・納付期限の特例により、毎年 9 月 30 日までに申告をすることで手続きを行っており、今回、平成 26 年度分から平成 30 年度分までの修正申告を行ったものであります。

修正申告を行った理由は、平成 26 年度に消費税が 5 % から 8 % へ改正されましたが、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を算定する際に、平成 26 年度より前に施設整備した事業に係る起債の元金償還等に対して、国及び地方公共団体の経過措置に伴う特例の計算方法による改正前の税率 5 % を乗じるところでありましたが、改正後の税率 8 % を乗じて計算したことから、この度、税務署より税率適用の照会を受け、その差額分の修正申告を行ったところでございます。

消費税の納付税率の計算は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額 いわゆる仕入控除税額を控除して算出しますが、地方公共団体の特別会計については、租税、補助金、寄附金などの対価性のない収入、いわゆる特定収入を恒常的な財源として

いるため、仕入控除税額についての計算の特例規定が設けられており、特定収入により賄われている課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を、控除の対象から除外することとされております。

このことから、平成 26 年度分から平成 30 年度分までの過年度分の修正申告を行い、還付を受けたもので、平成 26 年度以降の過去 5 年間の消費税額を再度計算した結果、今回、補正予算を上程しておりますとおり、熊石簡易水道会計で 91 万 5 千円の還付で更生決定通知され、既に還付金を受けており、この後の下水道事業特別会計等の議案についても、還付金額の違いはありますが、同様の理由により補正予算を上程しているところがございます。

それでは補正予算の説明ですが、ただ今説明のとおり、消費税の還付に伴う歳入の補正で、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

事項別明細書によりご説明いたします。

議案書 56 ページをお開きください。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 91 万 5 千円の減額は、消費税還付に伴う財源調整による減額であります。

3 款諸収入 1 項 1 目雑入 91 万 5 千円は、消費税還付に伴う増額であります。

以上、議案第 12 号 令和 2 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14、議案第 13 号 令和 2 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 13 号 令和 2 年度八雲町下水道事業特別会計補正

予算（第1号）について、ご説明いたします。

議案書 58 ページをお開き願います。

この度の補正は、消費税の過年度分の修正申告に伴う還付金と、昨年度の消費税申告の還付金が発生したため、予算対応するものでございます。

下水道事業特別会計の過年度分の修正申告につきましては、先ほどの熊石地域簡易水道事業特別会計で説明した内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

今回の下水道事業特別会計補正予算額は、平成 26 年度から 30 年度までの修正申告分が 3,112 万円、令和元年度分が 1,304 万 2 千円、合わせて 4,416 万 2 千円の還付となるものであります。

それでは、補正予算の説明ですが、この度の補正は、消費税の還付に伴う歳入の補正で、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

事項別明細書によりご説明いたします。

議案書 61 ページをお開き下さい。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 4,416 万 2 千円の減額は、消費税還付に伴う財源調整の減額でございます。

6 款諸収入 1 項 1 目雑入 4,416 万 2 千円は、消費税還付に伴う新設でございます。

以上簡単ですが、議案第 13 号 令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。 よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15、議案第 14 号 令和 2 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 14 号 令和 2 年度八雲町農業集落排水事業特別会

計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

議案書 63 ページをお開き願います。

この度の補正は、消費税の過年度分の修正申告に伴い、還付金が発生したため予算対応するものでございます。

農業集落排水事業特別会計の過年度分の修正申告につきましては、先ほどの熊石地域簡易水道事業特別会計で説明した内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

今回の農業集落排水事業特別会計は、平成 26 年度から 30 年度までが対象となり、223 万 2 千円の還付となるものでございます。

それでは、補正予算の説明ですが、この度の補正は、消費税の還付に伴う歳入の補正で、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

事項別明細書によりご説明いたします。

議案書 66 ページをお開き下さい。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 223 万 2 千円の減額は、消費税還付に伴う財源調整の減額でございます。

7 款諸収入 1 項 1 目雑入 223 万 2 千円は、消費税還付に伴う新設でございます。

以上簡単ですが、議案第 14 号 令和 2 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16、議案第 15 号 令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長。総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議案第 15 号の提案説明に先立ち、本議案の内容に一

部誤りがあり、正誤表にて対応させていただいておりますことに、お詫び申し上げます。

議案第 15 号 令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 5 号）について、説明いたします。

議案 68 ページ をお開き願います。

このたびの補正は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上しようとするものであります。

第 2 条、収益的収入及び支出であります。収入第 1 款、病院事業収益、第 3 項総合病院医業外収益に 2,864 万 8 千円を追加し、8 億 7,883 万 8 千円とし、第 4 項国保病院医業外収益に 193 万 7 千円を追加し 3,938 万 8 千円とするものであります。

支出であります。第 1 款病院事業費用 第 1 項総合病院医業費用に 181 万 7 千円を追加し、57 億 6,932 万 3 千円とし、第 2 項国保病院医業費用に 193 万 7 千円を追加し、10 億 1,024 万 8 千円とするものであります。

第 3 条資本的収入及び支出であります。収入 第 1 款資本的収入 第 5 項総合病院補助金に 150 万円を追加し、2 億 6,936 万 1 千円とし、第 7 項国保病院補助金に 254 万 7 千円を新規計上するものであります。

支出であります。第 1 款資本的支出 第 1 項総合病院建設改良費に 321 万 2 千円を追加し、1 億 2,484 万 2 千円とし、第 2 項国保病院建設改良費に 254 万 7 千円を追加し、3,579 万 2 千円とするものであります。

なお、総合病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額 171 万 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金により補填するものであります。

詳細につきまして、議案書 69 ページから 72 ページにより説明いたします。

議案書 69 ページをお開き願います。

補正予算実施計画により、総合病院に係る収益的収入及び支出 支出から説明いたします。

支出第 1 款病院事業費用 第 1 項総合病院医業費用 2 目材料費 181 万 7 千円の追加は、診療材料費として、使い捨てシーツ及び枕カバーなど、病室において使用する感染防護資材の購入 67 万 5 千円、医療消耗備品費として、消毒が容易なストレッチマットレス、感染性廃棄物の一時保管に用いるハザードボックスフレーム、陽性患者専用の車椅子など入院に関連する消耗備品の購入 114 万 2 千円の計上であります。

これに対応いたします収入について、説明いたします。

第 1 款病院事業収益 第 3 項総合病院医業外収益 4 目補助金 2,864 万 8 千円の追加は、国庫補助金として、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金 2,433 万 9 千円の新規計上であります。当該補助金は、インフルエンザ流行期においても安定的な発熱外来の診療体制を支援するための補助金であります。

道補助金 430 万 9 千円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であり、その内訳は、感染症疑い患者を受け入れる医療機関に対する支援分として 6,000 万円の追加、入院医療機関開設整備分として、支出に計上の診療材料費及び医療消耗備品費と同額

の 181 万 7 千円の追加のほか、第 3 回定例町議会において議決いただいております病床確保分に関し、5,750 万 8 千円の減額であります。

病床確保分の減額理由は、第 3 回定例町議会での議決後、疑似症患者受入に係る病床単価の考え方が北海道から示され、当該考え方に基づいて見込額を再算定した結果の減額であります。

議案書 70 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、支出から説明いたします。

支出 第 1 款資本的支出 第 1 項総合病院建設改良費 2 目固定資産購入費 備品購入費 321 万 2 千円の追加は、感染又は感染の疑いのある新生児への対応に備え、保育器 1 台を整備しようとするものであります。

これに対応いたします収入であります。収入 第 1 款資本的収入 第 5 項総合病院補助金 1 目補助金 道補助金 150 万円の追加は、支出に計上の保育器の整備に充当するものであります。補助制度上、その上限額が 150 万円に設定されており、不足する 171 万 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金により補填しようとするものであります。

議案書 71 ページをお開き願います。

国保病院に係る収益的収入及び支出であります。支出から説明いたします。

第 1 款病院事業費用 第 2 項国保病院医業費用 2 目材料費 99 万 1 千円の追加は、診療材料費として、N95 マスク及びプラスチックエプロンなど、医療従事者が感染症患者の対応の際に装着する感染防護資材の購入 94 万 3 千円、医療消耗備品費として、喀痰吸引機の購入 4 万 8 千円であります。

3 目経費 94 万 6 千円の追加は、消耗品費として、飛沫感染防止対策のためのパーティション用透明クロス及びカーテンの購入 74 万 5 千円、消耗備品費として、定期的な換気による室温低下に対応するためのオイルヒーター暖房機器の購入 20 万 1 千円であります。

これに対応いたします収入であります。収入 第 1 款病院事業収益 第 4 項国保病院医業外収益 7 目補助金 道補助金 193 万 7 千円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の新規計上であり、支出と同額の計上であります。

議案書 72 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、支出から説明いたします。

支出 第 1 款資本的支出 第 2 項国保病院建設改良費 1 目固定資産購入費 備品購入費 254 万 7 千円の追加は、発熱患者用診察室及び病室内に設置する、HEPA フィルター付き空気清浄機及び患者の脈拍、酸素飽和度等をリアルタイムで確認できるベッドサイドモニターの整備であります。

これに対応いたします収入であります。収入 第 1 款資本的収入 第 7 項国保病院補助金 1 目補助金 道補助金 254 万 7 千円の追加は、支出に計上の備品購入に充当するものであり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の新規計上、支出と同額の計上であります。

以上で、議案第 15 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長。千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 少し早口でちょっと聞き洩らしてたんですけれども、69 ページの収益的収入および支出の収入の道補助金の病床確保分が減額補正になっていますけれども、説明では算定の基準が変更になったのか、あるいはおそらく確保できない算定になったから減額するという事なんですけれども、その辺の詳細についてももう一度お願いしたいということと、この交付金もこういうものに使えるということで、支出が感染症防護資材だとか消耗品費ということで、ある程度交付金の支出の部分については制限があるんですけれども、それはそれでいいんですが、やはり感染症対策の一番の対策で一番今問題になっているのはやっぱり、マンパワーの問題だと思うんですけれども、医療崩壊をしないためには、看護体制だとか医療体制のマンパワーを確保することが大切なんです、総合病院においてそもそも看護師さんとか医師のPCR検査を行っているのか、そしてまたそれはどの程度の期間、2週間ごとにPCR検査をしているのか、例えば範囲ですね、範囲を感染症病床だけに限ってこういう職種にしています。あるいは感染症対策の病床もそうなんですけれども、今のテレビとか見ていると、なかなか対応している医療従事者も感染してしまうので、応援体制にしなければいけないわけですから、そこの病棟だけでないPCR検査も必要だろうと思いますけれども、どの程度まで今、実施しているのか否かちょっと伺ってまいりたいと思います。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長。庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） まずは一点目のご質問のほうにお答えしたいと思います。病床確保の減額でございます。4月1日段階で中央6階病棟、L字型の片ウイングと我々は呼んでいますが、片ウイングの感染症対応ということで、今年度はスタートしております。感染症病床が4床、擬似症の対応で4床、それでゾーニングと言いまして、これは対応するためにどうしても潰さなければいけない病床が14床、合計22床でカウントをしてございます。

それでこの間当初の見込みでは延べ7,686床を見込みまして、3月の定例会3億3,818万4千円で補正予算の成立をいただいております。その後当院が8月1日付けで協力医療機関の指定を受けました。これは擬似症の患者を受け入れる協力指定医療機関ということの枠組みで指定になっております。このことで4月から7月までが協力医療機関の指定を受けたものなのか受けていないものなのかというのが、この時点では明確化されておりました。10月の22日付けの道庁からの通知によりまして、4月から7月までは協力医療機関分の単価の適用については1日のうち一番多く患者を受け入れた数値を用いて積算するというふうにされました。

そのことで補助金の単価の取扱が当初当院のほうで見込んでいたものよりも目減りする

こととなりました。まずは協力医療機関分の再算定の結果でございますが、延べ 4,401 床の 5 万 2,000 円、その他協力医療機関分として 1 万 6,000 円、低い単価体の病床が 3,239 床ということで、合計 2 億 8,067 万 6,000 円でした。補正予算上程時には、特に 4 月から 7 月までどういった単価が適用されるのかという部分については、準備の段階で道庁のほうには再三確認を求めておりましたが、道庁のほうも相当業務の多忙もあり、この判断がなかなかつかないというふうにつながっております。その結果としての減額でございます。

それと 2 点目の、マンパワーの問題ということで、とりわけ総合病院の職員に対する PCR 検査、これについての実施の状況はというお尋ねでございます。これにつきましては 12 月に入っていますね、中央 6 階病棟の看護師、日勤帯 2 名、それと夜勤帯 2 名でケアをしているほか、師長が 1 名張り付いています。これら職員に対する PCR 検査を 12 月に入ってから実施して参ります。それと検査をするスパンであります。概ね 2 週間ごとの検査をしたいと思っております。対象となる看護師は実際に感染症病床の中に入室をして、一定の感染リスクがございますので、まずはこの看護師に対して、院内の検査を実施し、院内感染の防止の第一歩としたいと思います。その後、院内でさらに協議をしまして、議員おっしゃるとおり院内感染拡大防止のために、どの程度の職員まで、どの程度のスパンで検査を行っていくかということは、今後、詰めることとなっておりますので、よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。ほかにもございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17、議案第 16 号 令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 16 号 令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書 79 ページをお開き願います。

このたびの補正は、消費税の過年度分の修正申告に伴い、還付金が発生したため予算対応するものであります。

水道事業会計の消費税の過年度分の修正申告につきましては、先ほどの熊石地域簡易水道事業特別会計で説明した内容と同様でございますので、省略させていただきますが、水道事業会計の消費税の申告につきましては、申告・納付の期限の特例により、6月30日までに申告する手続きを行うこととなっております。

また、先ほどの一般会計補正予算、歳入 21 款諸収入で補正を行いました、平成 27、28 年度分の旧八雲地域簡易水道事業特別会計分の消費税還付金につきましては、平成 26 年度分が申告期限の 5 年を経過したことから還付請求の消滅時効に該当し、請求ができなくなりましたので、報告しお詫びいたします。

今回の水道事業会計補正予算額は、平成 29 年度、30 年度が対象となり、47 万 6 千円の還付となるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、ご説明いたします。

第 2 条、収益的収入及び支出は、予算第 3 条に定めた水道事業収益の既決予定額、3 億 5,343 万 3 千円に、47 万 6 千円を追加し、収入の予定額を、3 億 5,390 万 9 千円にしようとするものでございます。

なお、支出につきましては、予定額に変更はございません。

次に、補正する収入の内容につきまして、補正予算実施計画によりご説明いたします。

80 ページをお開き願います。

1 款水道事業収益 3 項特別利益 1 目その他特別利益 47 万 6 千円の追加は、消費税の還付金であります。

以上簡単ではございますが、議案第 16 号 令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18、議案第 17 号 令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 13 号）を議題といたします。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 17 号 令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 13 号）について、ご説明いたします。追加議案書 1 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 9,232 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 190 億 1,192 万 7 千円にしようとするものであり、北海道の地域づくり総合交付金の内示などによる追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 7 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 1,426 万 6 千円の追加は、農業振興施設等整備事業であります。本事業は、新函館農業協同組合が長期安定出荷、安定収入が可能な軟白ネギを主要作物として位置づけ、農業経営の安定化と地域ブランドとしての更なる販路拡大を図ることを目指しておりますが、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が課題となっております。

このため、当該組合が将来の担い手となる新規就農者に対し、ビニールハウスなどの施設を貸付け、生産基盤を確保し、経営の自立、安定を支援する本事業に対し、この程、北海道の地域づくり総合交付金 1,260 万円が認められたことから、事業主体である新函館農業協同組合に対する補助金を追加しようとするほか、新たな農業の担い手に対し、営農開始時に必要な資金として、新規就農支援資金貸付金を当初予算に計上しておりますが、当該新規就農者により、予算額に不足が生じるため、貸付金 166 万 6 千円を追加しようとするものであります。

3 項水産業費 2 目水産業振興費 1,700 万円の追加は、八雲町漁業協同組合が事業主体となり製氷能力の高い大型製氷機 1 台を整備しようとするもので、事業費 1,320 万円に対し、この程、北海道の地域づくり総合交付金を申請していたところ 600 万円が認められたほか、落部漁業協同組合においては、昨年度に引き続き、ホタテ貝へい死のリスク軽減と水揚げ作業の効率を図るため、ホタテ貝付着物回収コンベア 21 台を導入しようとするもので、2,425 万 5 千円の事業費に対し、同じく北海道の地域づくり総合交付金 1,100 万円が認められたことから、合わせて 1,700 万円の漁業振興設備等整備事業補助金を追加しようとするものであります。

4 目漁業構造改善事業費 3,968 万 6 千円の追加は、八雲町漁業協同組合においては、ホタテ貝養殖漁業における台風などの被害に対応した養殖施設の部材を強固なものへと強靱化を図るため、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年計画により、スーパーアンカーなどの整備によるホタテ貝養殖施設減災対策事業を進めておりますが、この程、北海道の地

域づくり総合交付金 500 万円が認められたほか、漁業者の高齢化や作業従事者の確保が困難など、厳しい漁業経営の状況からホタテ貝耳吊り作業の軽減と安定的な漁業活動の推進を図るため、全自動ほたて耳吊機 11 台を整備しようとするもので、事業費 5,324 万円に対するアイヌ農林漁業対策事業補助金 3,468 万 6 千円を追加しようとするものであります。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費 2,101 万 8 千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の第 3 波により、札幌市内においては、アルコール提供を伴う飲食店の営業自粛要請が発せられておりますが、要請の有無にかかわらず、八雲町内においても年末年始の宴会を中心とした需要の大幅な減少は明らかであり、飲食事業者は、大きな打撃を被ることが想定されます。

このため、感染拡大防止に関する一層の取り組みと事業継続の維持を応援するため、町独自の追加支援として、町内で酒類提供を伴う飲食事業者に対し、一律 30 万円の協力金を給付しようとするものであります。

なお、協力金の総額は 130 件、3,900 万円を見込んでおりますが、これまで補正予算により議決をいただいた感染症対策協力金の執行残により対応し、不足する 2,090 万円を計上するほか、説明欄記載のとおり事業者への周知用事務経費を追加しようとするものであります。

8 款土木費 4 項都市計画費 5 目下水道事業費 35 万 1 千円の追加は、下水道事業特別会計繰出金であり、水道メーター器の受信機と発信機の誤った設置により、下水道料金の誤徴収による還付金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

以上、補正する歳出の合計は、9,232 万 1 千円の追加であります。

続いて歳入であります。

議案書 5 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目地方交付税 2,303 万 5 千円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。

16 款道支出金 2 項道補助金の追加は、いずれも、歳出でご説明いたしました北海道の地域づくり総合交付金の決定によるものであり、4 目農林水産業費道補助金は、農業振興施設等整備事業に 1,260 万円、漁業振興設備等整備事業に 2,200 万円を追加しようとするほか、アイヌ農林漁業対策事業補助金 3,468 万 6 千円の追加は、国及び道の補助金であり、国が補助対象経費の 3 分の 2、道は 20 分の 1 に相当する額であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 9,232 万 1 千円の追加であります。

以上で、議案第 17 号 令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 13 号）の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お昼になりましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第19 議案第18号

○議長(能登谷正人君) 日程第19、議案第18号 令和2年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長。環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) 議案第18号 令和2年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

この度の補正は、水道メーター器の接続誤りにより、下水道使用料過年度過誤納還付金が発生したため、予算対応するものであります。

水道メーター器の検定有効期間は8年であり、今年の11月に、8年経過するメーター器の交換を行う際に、富士見町のビルに入っているテナント2店の発信器と受信器を間違っ

て交互に接続しているのを発見し、調べたところ、前回、平成25年5月のメーター器交換時に誤って接続したことを確認しました。

このため、平成25年6月から令和2年11月まで、誤った下水道使用料と水道料金を請求していたものでありまして、多く請求したテナントへは全額還付することとし、少なく請求したテナントへは、消滅時効期間の経過したものを除く下水道使用料は5年、水道料金は2年分の納入をお願いしたいと考えております。

また、この後の水道事業会計の議案についても、同様の理由により補正予算を上程しているところでございます。

今回のような水道メーター器の接続誤りを防止するため、平成26年度から、一つの建物に複数のメーター器を設置している集合住宅などは、メーター器交換後、町担当者も確認

を行ってきましたが、今後は、更なる対応を検討したいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

それでは、補正予算の説明ですが、この度の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、35万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、6億6,436万9千円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書13ページをお開き下さい。下段をご覧ください。

5款諸支出金 1項諸費 1目還付金及び返納金35万1千円の増額は、下水道使用料過年度過誤納還付金の増額でございます。

次に歳入についてご説明いたします。13ページ上段をご覧ください。

4款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金に35万1千円を追加し、歳出に対応するものであります。

以上簡単ですが、議案第18号 令和2年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 担当委員会のほうで議論はあったと思うんですけども、私のほうはちょっと違う委員会なので。

町がチェックしている体制は平成26年からやっていたということであれば、当然チェックをしたのにこんなことになっていたと。今の説明の中では、その工事をした取付け業者さんについてのどういった過失責任を負ったのかも報告がなかったんですけども、この二点。担当課のほうのミスを防ぐということが今までのチェックをやっていたものから、更にどうチェックをダブルチェックしていくのかを明確じゃなかったので、二点お伺いいたします。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長。環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) ただいまの、まず一点目の町のチェック体制の関係につきまして、今回発見したメーター機の接続誤りが、平成25年の5月であります。それで町がですね、そういう一棟に複数のメーター機が付いている箇所については、メーター器交換後、職員が確認作業を行っているわけですけども、26年からそういう体制をとってきたということということでございまして、その前の案件だったということでございます。なお今後の状況につきましては、例えばメーター器を交換した後に写真を撮るとか、それでおかつ担当者も現地に出向いて確認するなどの体制をとってそのようなミスが起こらないように進めて行きたいと検討しておりますので、よろしく願いいたします。

二点目の業者への対応ということでございまして、今回の報告を受けまして、たまたま

今回ですね、メーター器を取り付けた業者と前回メーター器を交換して間違っ取り付けた業者が同じ業者でございました。その報告を受けてですね、まず業者のほうには口頭で注意を行っております。なお今までの事例も過去の事例も踏まえながら、今後業者に対してはどのような指導をするかというのを内部で検討したいと。今現在まだどういう対応するかはまだ明確には決めておりませんが、その辺について過去の事例も踏まえて検討したいといふふうに考えております。よろしくお願いたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 最初の質問の二点については、その新しい取り組みについて理解を示したところですけども、改めて平成26年、接続した誤りに気づいてからですと、相当な年数が経っているんですね。その間の徴収金額の変遷なんかでお客様のほうからのクレームだとか、確認の連絡だとか、そういうことが入ってなかったのか、そういう聞き取りをしたうえでそれが事故のほうに上がってこなかったとか、内部のほうでそういった利用者さんからの声の聞き取り漏れはなかったんでしょうか。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただいまのですね、利用者のほうからのそういう問い合わせが町の方になかったのかということでございますが、それについてはなかったということでございます。今回がメーター器の接続誤りというのが今回だけではなくて過去にもあったことがあります。そういった場合は三澤議員さんのご指摘のとおり、ちょっと料金が高かったとかという方については、おかしいんじゃないかという問い合わせがあって、町のほうでも確認したということがございます。ただ、今回の案件につきましては両方とも営業している店舗で、両方からですね、ちょっと問い合わせがなかったと。通常の一般家庭等であれば少ないほうについてはかなり多く料金をいただいておりますので、通常だとそういう問い合わせが町のほうに上がってくるかと思いますが、今回はなかったと。それでメーターを新しく交換するまでの約7年間、気付かないで来たということでございます。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 議案 19 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20、議案第 19 号 令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 19 号 令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 2）につきまして、ご説明いたします。

議案書 15 ページをお開き願います。

この度の補正は、先ほど、下水道事業特別会計補正予算第 2 号でご説明しました、水道メーター器の接続誤りにより、水道使用料過年度過誤納還付金が発生し、収益的支出の水道事業費用に不足を生じることから、予算の補正を行おうとするものであります。

第 2 条収益的収入及び支出は、予算第 3 条に定めた水道事業費用の既決予定額 3 億 6,117 万 2 千円に 45 万 1 千円を追加し、支出の予定額を 3 億 6,162 万 3 千円にしようとするものであります。

なお、収入につきましては、予定額の変更はありません。

次に、補正する支出の内容につきまして、補正予算実施計画書により、ご説明いたします。16 ページをお開き願います。

1 款水道事業費用 4 項特別損失 1 目過年度損益修正損 45 万 1 千円の追加は、過年度過誤納還付金 45 万 1 千円増額するものであります。

なお、今回の補正に伴い、既決予算では設置していなかった支出科目として、4 項特別損失 1 目過年度損益修正損 1 節過年度過誤納還付金を追加しております。

以上簡単ではございますが、議案第 19 号令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算第 2 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 1 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は工事請負契約の変更についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 報告第 1 号 専決処分の報告についてを、ご説明いたします。別冊議案書 20 ページをお開き願います。

本件は、令和 2 年 7 月 31 日開会第 5 回八雲町議会臨時会において議決を得た、落部小学校屋内運動場大規模改修工事の建築主体工事について、工事内容の変更に伴い、契約金額に変更が生じるため、契約内容の一部を変更して契約を締結することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、令和 2 年 12 月 7 日に専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊議案書 21 ページをご覧ください。

契約の金額を、7,095 万円から、新たな 7,186 万 3 千円へ改定、91 万 3 千円の増額であります。

なお、契約の相手方は、株式会社八雲製材所であり、工期については令和 2 年 7 月 31 日から令和 3 年 2 月 12 日までで、この工事内容の変更に伴う工期の変更はございません。

増額の要因であります。本工事の設計は平成 29 年度実施したものであり、当時の調査においては必要がないと判断したものが、工事の進捗に併せ調査した結果、劣化の程度が進行しており改修が必要と判断したことが、主な増額要因であります。

具体的な改修箇所、内容としては、体育館南西側のスチールドアの改修、玄関ドアの開閉装置の改修などあります。

以上で、報告第 1 号専決処分の報告についての説明といたします。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 2 2 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会 調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、令和 2 年 6 月 10 日、第 2 回定例会において特別委員会が設置され、調査が終了するまで、閉会中の継続調査の付託がされていたものであります。このほど調査が終了し、報告がなされたものであります。報告書は、それぞれのお手元に配付のと

おりであります。

委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○委員長（黒島竹満君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会における調査の経過と結果についてご報告させていただきます。

まず、当委員会の活動方針は、基地が所在する町として、町民と基地との調和をより一層推進するため、町と議会が一体となって取り組むこととしましたが、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行している状況もあり、感染防止の観点から、調査及び要望活動については、書面によることといたしました。

また、特別委員会設置の趣旨等については、八雲分屯基地司令に対して書面にて報告し、ご理解をいただいたのち、要望事項の検討に着手しております。

会議では、関係課職員出席のもと、要望事項の検討を行って、大きく2点について取りまとめております。

1点は、飛行場機能の整備充実や、地産地消の推進協力など、基地有効活用に関すること。

もう1点は、消防自動車の整備など、基地周辺整備事業の事業採択に関することとあります。

これらについては、分屯基地司令の助言をいただきながら、内容の最終調整を行ったのち、防衛省などの関係機関へ要望書の提出を行っております。

つきましては、基地のある町として周辺住民の十分な理解と協力を得ることはもちろんのこと、関係機関や地元自衛隊関係団体との協調を図り、継続した要望活動が必要であるということを申し添え、委員長報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対しまして、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書については、これをもって報告済みとすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会報告書については、これをもって報告済みといたします。

◎ 日程第23 発委第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第23、発委第1号 八雲町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長。議会運営委員会委員長。

○議長（能登谷正人君） 千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第1号、八雲町議会基本条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案説明をいたします。

このたびの改正は、本条例に規定されている議会報告会の年1回以上の開催義務について、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度中の開催が困難であることや、今後においても感染症や災害等の発生により、議会報告会を開催できない状況があることも想定されることから、既設条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。

改正の内容は、第5条第7項において、議会報告会の年1回以上の開催を義務付けておりますが、特別な理由により開催が困難な場合について例外とする規定を、ただし書きに加えるものです。

開催規定の例外となる特別な理由については、災害の発生による長期的な避難生活や、インフラ・施設等の復旧活動が必要とされる場合、感染症の発生により町民の安全が確保できない場合などを具体的に想定しております。

なお、この例外規定は、あくまで状況によって議会報告会が開催できない、また、開催することが適切ではない場合について定めようとするものであり、議会報告会を開催しない理由として積極的に運用していくものではございません。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第24 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第24、発議第1号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

日本産婦人科学会のまとめによると、2018 年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは 5 万 6,979 人となり、前年に続いて過去最高を更新したことがわかった。これは実に 16 人に 1 人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も 45 万 4,893 件と過去最高となった。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 発議第 2 号 介護予防・日常生活支援総合事業の対象拡大に反対する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 2 号 介護予防・日常生活支援総合事業の対象拡大に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

厚生労働省は、症状が比較的軽い要支援者向けに実施している介護予防・日常生活支援総合事業の対象を、本人の希望自治体の判断」を前提に、すべての要介護者まで拡大する省令改正、2021 年 4 月施行をめざしています。

総合事業は、市町村の裁量で実施され、提供されるサービスの種類や量もそれぞれの自治体任せであり、サービス単価は介護保険給付より低く設定され、予算にも国から上限がかけられています。今回の見直しで総合事業の予算の上限は変わらず、予算を増やさずに

要介護者まで受け入れるようになれば、自治体の介護の財政がいつそう悪化するの明らかです。今回、政府が進める省令改正は、サービス多様化で介護利用者の給付を切り捨て、自助・互助への置き換えをいつそう進める改悪となることが懸念されるため撤回を求めます。以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第 26 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26、発議第 3 号 2021 年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 3 号 2021 年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

介護現場は、新型コロナウイルスや続発する大規模災害により、これまでにないほどの経営危機に直面しています。

介護保険開始以来、過去 6 回の改定は 2009 年度改定を除いて、いずれもマイナスで、こうした介護報酬の抑制路線に加えて、2019 年 10 月からの消費税増税、そして新型コロナ感染流行が追い打ちをかけ、事業所の経営悪化を招いています。

2021 年度介護報酬改定での基本報酬の大幅増額、コロナ危機に対応した減収補てん、介護労働者の待遇改善への支援策を強く求めるものであります。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議あり〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第 27 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 27、発議第 4 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 4 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

2004 年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28、発議第 5 号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 5 号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

2017 年 7 月に国連会議で採択された核兵器禁止条約が本年 10 月 25 日未明、批准国 50 に達し、条約の規定により 90 日後の 2021 年 1 月 22 日に発効することが確定しました。

同条約は、核兵器の非人道性を厳しく告発し、その開発、実験、生産、保有から使用と威嚇に至るまで全面的に禁止して違法化し、完全廃絶までの枠組みと道筋を明記することで、核保有国をいっそう政治的・道義的に包囲し、追い詰め、核兵器廃絶へ向けた動きに弾みをつけることは間違いありません。

核兵器廃絶平和都市宣言を行った八雲町の議会としても、日本政府が一日も早く核兵器禁止条約に参加することを求めて提案説明といたします。

議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第 29 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29、発議第 6 号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支

援の強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 6 号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被害者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年 4 月から 9 月までの半年間で 10 万件を超え、昨年度 1 年間のおよそ 26 倍に上っている。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 30 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 30、発議第 7 号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9 番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 発議第 7 号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続出来るよう、新型コロナウイルス

対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応するよう要望します

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の、申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年、最終の議会となりました第4回定例会を終了するにあたり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げました各議案につきましては、議員各位の暖かいご理解のも

と、原案どおり可決いただき感謝申し上げますと共に、一般質問及び議案審議を通じて、議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受け止め、町政執行に活かして参ります。

早いもので、町長就任8年目に入り、任期もあと10か月余りを残すところとなりました。町政を預かって以来、地域の活性化、とりわけ基幹産業の振興が何よりも重要であるとの考えから、後継者の育成をはじめとする、持続可能なまちづくりを目指し、精力的に町政を推進して参りました。

今、過ぎようとする令和2年を振り返りますと、今年は新型コロナウイルス感染症の世界的、全国的な流行に伴う感染対策や経済対策に追われた一年であったと思います。

2月28日北海道が独自の緊急事態宣言を発表したのに続き、国が小中学校、高校の全国一斉休校をはじめ、特措法に基づく緊急事態宣言を発令して、全国的な感染拡大を抑えようと努力したところでもあります。その甲斐もあって、一時収束したのに合わせて、国が経済立て直しの政策としてGOTOトラベルキャンペーンを開始し、都市部と地方の交流が再開し始めた11月から徐々に感染者が拡大して、高止まりで推移しておりましたが、今月に入り新規感染者の記録を更新しており、年末年始にかけて警戒を強めている状況となっております。

一方、道内においても全国的な感染拡大に合わせて札幌市を中心に感染者が増加しており、北海道が11月に警戒レベル3に引き上げて集中対策に取り組んでおりますが、病院や福祉施設などでクラスターが発生、渡島・檜山管内の道南地域においても感染者が増加するなど、まったく収束が見えない状況となっております。

このような世界的な感染拡大を誰が想像したのでしょうか。これにより、本年7月開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックが来年に延期されたところでもあります。

これまで日本経済は、右肩上がりのインバウンドに支えられ、景気を維持してきましたが、観光産業を中心にダメージが大きく、全国的に景気が低下している状況にあります。

そんな中、9月には安倍内閣が総辞職され、新たに菅義偉氏が内閣総理大臣に就任しました。菅政権の目玉政策は、デジタル庁の設置や不妊治療の保険適用、2050年までに温室効果ガス排出をゼロとする目標を掲げて推進することとしております。

また、年明けの通常国会では、コロナ感染症拡大や経済構造の転換、好循環対策の第3次補正予算を新年度予算と一体化として、いわゆる15か月予算の考えで、予算編成する予定となっております。

第3次補正予算の経済対策では、地方創生臨時交付金1.5兆円を予定しており、今後の感染拡大防止と社会経済を両立させる新しい生活様式や地域経済の活性化などの財源に活用される見込みとなっており、八雲町としても更なる活用を検討して参りたいと考えているところであります。

道内においては、北海道アイヌ文化の復興・創造・発展させる拠点として白老町に国が整備した民族共生象徴空間ウポポイが今年7月12日にオープンしました。八雲町においても先住民アイヌと尾張徳川家開拓との共生の歴史的背景もあることから、国民の理解が深

まることを期待しているところであります。

また、10月8日後志管内の寿都町が原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみ最終処分場選定に向けた国の文献調査に応募することを表明、続いて神恵内村も追随することとなり、国から11月17日認可を受けて、文献調査が始まりました。一般質問でもお答えしましたが、北海道は自然豊かな環境の中で発展してきたところであり、風評被害により地元産業に及ぼす経済的な損失は計り知れないところであります。八雲町としましては、安全が確認できない以上、受け入れるべきではないと考えており、周辺自治体と連携して対応して参りたいと考えております。

次に、町政の状況について申し上げます。

平成29年度から山崎地区で工事が進められておりました太陽光発電所、八雲ソーラーパークは予定どおり工事が終了して、本年10月16日から運転を開始したところであります。

総事業費約300億円、出力10万2,000キロワットの蓄電池を備えた施設としては日本最大となり、八雲町が進める再生可能エネルギーの推進が図られたところであります。

八雲町の基幹産業である酪農を維持するため、後継者となる担い手確保を図ることを目的に、研修機能を兼ね備えた道南初の研修牧場を上八雲地区に建設を進めているところであります。工事は天候にも恵まれ順調に進んでおり、6割程度の進捗率となっています。来年の4月から牛を収容して搾乳を開始する予定となっており、現在稼働に必要な準備をしている状況にあります。

地域センター病院としての八雲総合病院は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、感染患者の受け入れも可能な範囲で対応しております。医療スタッフの心身の負担が増加している状況にあり、日々最前線で従事されている皆様に感謝申し上げるとともに、2次医療圏の基幹病院として、その使命に応えて参りたいと考えております。

また、不足している内科医師の確保につきましても、地域医療を守る病院として引き続き確保に向けて、院長とともに全力を挙げて取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

一方、老朽化が進み、一日も早い建替えが必要となっている熊石国保病院は、議員各位のご理解の下、基本設計に着手しているところであります。高齢者の多い地域として、地域に密着し、町民に信頼される病院として、施設の充実に努め、役割を果たして参ります。

ふるさと応援寄附金奨励事業は、昨年度から返礼品割合3割を堅持しながらも、24億5,000万円の寄附金が集まりました。しかしながら今年度は、主力の返礼品であった海産物の高騰により、数量の確保もさることながら、返礼品に対する寄附額の割高感から、寄附額が大きく落ち込むのではないかと大変心配をしていたところでありましたが、お蔭さまをもちまして、補正予算でもご説明したとおり、昨年度の実績には届かないものの、18億円を超える見込みとなっております。

また、今年度から国の制度改正に伴い、国の事業認定を受けて取り組んでおります企業版ふるさと納税は、11月末現在、37社の企業から寄附をいただいております。

いずれのふるさと納税制度も、八雲町にとって貴重な財源確保のチャンスと捉え、今後

においても知恵と工夫を凝らし、取り組んで参りたいと存じます。

低迷する水産業の振興策として、昨年12月から太平洋と日本海の二つの海を持つ町として、その海域特性を生かし、ひやま漁協と落部漁協の協力のもと、サーモンの海面養殖試験を開始したところであります。今年5月に、1年目の養殖が終了し、その成果につきましては、皆様にもご報告しておりますが、生残率及び成長率も大変良好であり、事業化に向けて一歩前進したと思っております。

2年目の養殖試験は、天候状況から搬入が送れ、今週19日に幼魚を両地域それぞれ1,700尾搬入・馴致をして生簀に收容する予定となっております。密度及び餌料効率の改善に向けて試験を行う計画としています。

また、事業化に向けての大きな課題の一つである稚魚の供給体制について、卵の孵化、中間育成施設の整備に向けて、現在調査を進めておりますが、引き続き検討して参ります。北海道二海サーモンの知名度を高め、八雲ブランドとして新たな特産品に育て上げたいと強く思っているところであります。

いずれにしましても、八雲町を愛する気持ちは誰にも負けない、そんな思いで様々な取り組みを進めています。先日、議員の皆様と懇談した際に申しあげました北海道新幹線新駅開業の10年後を見据えた、私の重点プロジェクト政策の実現に向けて、1つ1つ取り組んで参る所存であります。

その他各分野においても、町民の皆様と共に知恵を出し合い、対話を通じて夢と活気あふれる町、そして持続可能なまちづくりを目指して取り組んで参りたいと存じます。

この1年間、議員各位には、大変ご高配を賜りました。どうぞ議員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症には十分ご留意され、新北海道スタイルに努め、ご家族共々良いお年を迎えられ、来る年もまた、八雲町のため、ご活躍くださいますよう、そして、変わらぬご支援をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。この1年間本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

本年も年の瀬が押し迫って参りました。特に緊急案件のない限り、本定例会が、本年最後の議会となります。

私ども議員の任期も、早いもので、あと10ヶ月程度を残すのみとなりました。今日まで議員各位のご支援、ご協力をいただき、極めて順調な議事の運営ができましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

この一年を振り返りますと、老朽化が著しい熊石国保病院の建替えについて、基本設計の策定に着手されたこと。

また、町の産業活性化・雇用創出計画が、地域再生計画として国に認められたことから、新たに企業版ふるさと納税に取り組まれたこと。

北海道初の海面養殖試験を行っていた北海道二海サーモンが、熊石・東野両漁港で水揚げされ、ふるさと納税の返戻品として活用されたことなど、このほか、例年でありますと、町内で様々なイベントが実施される予定ではありましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、北海道や国から緊急事態宣言が発せられ、日常生活や経済活動が制限される事態となりました。

感染拡大防止の観点から、公立学校の臨時休校や卒業式の縮小、熊石あわびの里フェスティバルや八雲山車行列など、多くのイベントの開催も見送られたところでもあります。

マスクが顔の一部となり、そして、社会的距離に注意しながら、現在も、連日報道される感染状況を注視している状況にあります。

また、この影響は地方議会をも直撃いたしました。

新聞などでは、一般質問の取り止めやなど、やむを得ず対応した議会もありました。八雲町議会においても感染拡大防止対策として、3月定例会で、書面による一般質問を実施し、傍聴の制限をするなどの特例措置を講じ、普段とは異なった、緊張感のある議会運営となったところでもあります。

未だ世界的に感染がおさまらない状況にありますが、一人一人が気を緩めることなく、感染防止対策を徹底することが何よりも重要であると思っております。

さて、本定例会は、去る12月10日に開会以来、本日までの会期5日間にわたり、条例改正、各会計補正予算、議員発議による意見書など、数多くの議案が上程され、終始熱心にご審議を賜りまして、無事閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

改めて、議員各位並びに理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝申し上げます次第でございます。

町長はじめ、理事者各位のこれまでの議会審議における真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、議員各位から述べられました意見、提言等につきましては、十分に尊重され、令和3年度以降の政策や予算編成において熟慮していただき、持続可能な行政運営のために、一層の熱意とご努力を重ねていただきますようお願い申し上げます次第でございます。

これから慌ただしい時期を迎えますが、この一年間、町議会に寄せられました関係各位のご厚情、ご協力に対し、深く感謝申し上げますとともに、議員並びに町理事者をはじめとする職員皆様におかれましては、感染防止対策の徹底と、健康に十分ご留意され、ご家族ともどもご多幸で希望にあふれる新年を迎えられますようご祈念申し上げます。

また、報道関係者におかれましては、議会活動を迅速、的確に報道され、町政の推進に側面からご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

終わりになりますが、今後も八雲町発展のために、一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、令和2年第4回定例会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和2年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時02分]